

人材育成推進担当
契約管財課

泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業区域内 区有地に係る土地売買契約等の締結について

1 概要

泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業は、東京都施行の第二種市街地再開発事業です。区が事業区域内に有する財産であるシティハイツ車町、災害対策住宅（高輪二丁目）、法定外公共物については、譲受けを希望せずに、金銭補償を受けて転出します。

このたび、転出に伴い、土地については土地売買契約を、建物等については物件移転補償契約を締結します。

2 契約について

(1) 対象となる財産及び契約額

土地売払額として38億4,105万400円、物件移転補償（注1）額として12億1,357万6,043円、計50億5,462万6,443円の金銭補償を受ける契約を締結します。

| | 財産名称 | 所在（地番） | 地積 (㎡) | 土地売払額 (円) | 物件移転補償額 (円) |
|-------|---------------|--------------------------------|-----------|---------------|----------------|
| ① | シティハイツ車町 | 高輪二丁目82番5の一部、82番28、82番29、82番65 | 2,834.73 | 3,466,179,624 | 1,006,066,526 |
| ② | 災害対策住宅（高輪二丁目） | 高輪二丁目82番45、82番46 | 95.19 | 349,347,300 | 207,509,517 |
| ③ | 法定外公共物（注2） | 高輪二丁目82番85、82番86、82番87 | 25.48 | 25,523,476 | — (物件なし) |
| 計 | | | 2,955.40 | 3,841,050,400 | 1,213,576,043 |
| 補償額合計 | | | | 5,054,626,443 | |

(注1) 物件移転補償：建物・工作物等の移転に係る補償で、建物等の移転費用、居住者の引越費用等

(注2) 法定外公共物：道路や河川などの公共物のうち、道路法や河川法といった公物管理法の適用を受けない旧水路・里道

(2) 契約の相手方 東京都

(3) 位置図 別紙のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年1月 土地売買契約及び物件移転補償契約の締結

泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業区域 位置図

